

令和7年度の京都市家庭ごみ細組成調査に係る報告書等作成業務 仕様書

1 業務内容

令和7年度に、家庭ごみ細組成調査を実施しており、成果物としてごみの重量比・容積比等の集計結果がとりまとめられている。本業務は、本成果物やごみ量など令和7年度の関連数値を基に、以下の項目について分析・考察し、令和7年度の家庭ごみ細組成調査に係る報告書を作成するものである。

考察に当たっては、本市が提供する調査時の状況（天候、分類作業までの経過時間、排出の偏り状況、約300あるごみ細組成分類項目の判断）の情報や、京都市の直近の分別区分に係る動向（令和5年4月にプラスチック製品の回収を開始したこと等）を踏まえること。

また、細組成調査に基づく、「京・資源めぐるプラン 2025 改訂版」の指標の令和7年度値の確定、有識者に対して最新調査結果の概要を報告するとともに、次回調査への助言をいただく「廃棄物調査検討会」に係る資料作成に協力すること。

【令和7年度家庭ごみ細組成調査における分析及び考察項目】

- ① ごみ排出に係る有料指定袋の排出状況（袋サイズ、重量、容積、見かけ比重等）
- ② 同一物がまとまって排出されたごみ
- ③ 市民1人1日当たりのごみ排出量
- ④ ヒアリング調査結果
- ⑤ 収集区分別の材質別及び用途別組成割合
- ⑥ ごみ組成の経年変化
- ⑦ 個別品目の排出状況
（食品ロス、リサイクルできる紙類、紙おむつ、手提げプラ袋、飲料用容器、紙製及びプラスチック製容器包装等）
- ⑧ 資源化可能物の状況
- ⑨ 特別調査
（厨芥類の詳細調査、小型家電中のリチウムイオン電池内蔵製品の調査）

2 本市から提供するデータ

- ・ 令和7年度家庭ごみ細組成調査業務 仕様書
- ・ 令和7年度家庭ごみ細組成調査データ一式（エクセル形式）
- ・ 令和7年度家庭ごみ細組成調査時の状況（天候、分類作業までの経過時間、排出の偏り状況、約300あるごみ細組成分類項目の判別など）の情報
- ・ 令和7年度のごみ量データ一式（エクセル形式）
- ・ 令和6年度以前の家庭ごみ細組成調査データ一式（エクセル形式）
- ・ 令和6年度以前の家庭ごみ細組成調査報告書

3 成果物

- (1) 令和7年度家庭ごみ細組成調査報告書
- (2) 報告書に掲載した分析内容のバックデータ一式（編集可能な形式に限る）
※ 成果物は電子データでの提出とする。

4 スケジュール

時期	内容
契約後すぐ	本市からのデータ提供
7月末	令和7年度の「京・資源めぐるプラン」の数値指標の確定
8月中	廃棄物調査検討会の実施
10月末	令和7年度家庭ごみ細組成調査報告書及びバックデータの納品

5 履行期間

契約日から令和8年10月31日まで

6 本委託業務の受注資格

技術士法第32条第1項の登録を受けている「技術士」（「衛生工学部門」のうち「廃棄物管理」、「廃棄物管理計画」又は「廃棄物処理」を選択科目とするものに限る。）を自社で雇用し、かつ当該技術士の管理下で本業務を実施できること。

7 資格要件の確認

受注者は、本業務の契約締結に当たり、上記6の証明書証を提出すること。

8 留意事項

- (1) 業務実施に当たり、業務内容の齟齬が生じないように、本市担当職員と適宜連絡を取りながら業務にあたり、業務の進捗状況については、定期的に報告すること。
- (2) 受注者は、本委託業務の履行過程において知り得た情報（個人情報を含む。）及び秘密を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならない。調査のために従事する者に対しても、同様の旨を周知徹底すること。
- (3) 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合や、本仕様書に記載のない細部については、本市担当職員と速やかに協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を本市に提出すること。
- (4) 報告書について、より適切な報告書とする観点から本市及び受注者が合意した場合、又はやむを得ない事情と本市が認められる場合については、報告書内容の一部変更を認めるものとする。
- (5) 成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。